

(お知らせ)

29. 11. 13

防 衛 省

海上自衛隊練習機TC-90のフィリピンへの移転に係る防衛当局間の取決めへの署名について

防衛省では、TC-90のフィリピンへの移転について、本年成立した不用装備品の無償譲渡等を可能とする自衛隊法上の規定による初めてのケースとして、有償貸付から無償譲渡に変更する旨を決定し、本年10月23日の日比防衛相会談において小野寺防衛大臣からその旨を表明したところです。

これに伴い、移転に際しての詳細な条件を取り決めるため昨年10月に日フィリピンの防衛当局間で取り交わした取決め(LOA: Letter of Arrangement)の内容を一部変更する必要が生じていたところ、フィリピン防衛当局と当該変更に係る調整が整ったことから、本日、防衛装備庁長官とフィリピン国防次官との間で変更後のLOAが署名されましたので、お知らせします。

(以上)

(参考)

海上自衛隊練習機TC-90のフィリピンへの移転に係るLOAの概要

1. LOAの位置付け

- 日比防衛装備品・技術移転協定に基づき、両国の行政当局間(日側:防衛装備庁長官・経済産業省貿易経済協力局長、比側:国防次官)でTC-90の移転に係る細目取極を締結し、移転する防衛装備品の使用目的等を記載。
- 詳細な移転の条件等は、細目取極に基づいて防衛当局間(日側:防衛装備庁長官、比側:国防次官)で取り交わす取決め(LOA)に記載。

2. LOAの概要

以下の点について記載。

- TC-90本体の移転に係る条件(移転機数、引渡し条件等)
- 整備器材、地上支援器材及び補用品の売却に係る条件
- パイロット教育の内容等
- 維持整備に係る支援の内容等
- その他

3. 変更のポイント

- 有償貸付から無償譲渡への変更
- 移転した機体を比側が使用すべき期間の明示
- 比側が移転した機体の使用を終了する際は我が国と協議すべき旨の明示
- 移行規定